

【質問】

治験中であり、何か体に不調が生じても、自分が認めたい接種するものである旨を、接種をPRする時は、最初に大きく表示すべきだと思う。“安全性が保障されているもの”と誤解を招くような周知はいかがなものか？

男性60代：市内在住

【回答】

新型コロナウイルスワクチンについては、厚生労働省において、薬事承認され、予防接種法に基づいて接種できるワクチンです。安全性・有効性の評価については、厚生労働省のホームページ等により案内しているところです。また、ワクチン接種券の送付時にリーフレットを同封し、ワクチンの副反応や、予防接種健康被害救済制度を案内するとともに、ワクチン接種を受ける際に、新型コロナ感染症予防の効果と副反応リスクの双方について、正しい知識を持っていただいたうえで、ご本人の意思に基づき接種を判断いただくことを案内しております。

ワクチン接種により重症化が防止できるなど有効性も高いことから、安心して接種していただけるよう周知を図っていきたいと考えております。

担当：健康福祉部健康課